

令和8年6月1日より

入院時食事療養（Ⅰ）に関するお知らせ

当院では、入院中の患者様に安全で美味しく、療養に適した食事を提供するため、以下の体制を整え「入院時食事療養（Ⅰ）」の施設基準を満たす医療機関として届出を行っています。

適時・適温による食事の提供

管理栄養士または栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

【当院の標準配膳時間】

朝食：午前8時00分、昼食：午後12時00分、夕食：午後6時00分

患者様にご負担いただく食事代（入院時食事療養標準負担額）

| | | | |
|-------------------------|-------|-----------------|------|
| 上位所得者 ・ 一般所得者 ・ 現役並み所得者 | | 550円 | |
| 指定難病の方 | | 330円 | |
| 住民税非課税 | 低所得者Ⅱ | 1年間の入院日数が90日目まで | 270円 |
| | | 1年間の入院日数が91日目以降 | 220円 |
| | 低所得者Ⅰ | 130円 | |

「マイナンバーカード」「限度額適用・標準負担額減額認定証」等をお持ちの方はご提示ください。なお、食事療養費に要した自己負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。

医療法人社団 拓美会 玉越病院